

平成二十一年六月三十日受領
答弁第五七七号

内閣衆質一七一第五七七号

平成二十一年六月三十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる飯塚事件に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる飯塚事件に関する再質問に対する答弁書

一について

平成二十一年五月三十一日現在における死刑確定者は、九十九名である。

二から五までについて

前回答弁書（平成二十一年六月十九日内閣衆質一七一第五三二号）二から十三までについてでお答えしたとおり、個々具体的な死刑執行に関する事項については、死刑を執行された者の氏名等を除き、明らかにしておらず、答弁は差し控えたい。

また、お尋ねの「死刑が執り行われる順序を定めた何らかの順位」は、存在しない。

なお、死刑の執行に際しては、法務大臣は、常に法務省の関係部局に関係記録の内容を十分に精査させた上で、刑の執行停止、再審又は非常上告の事由の有無、恩赦を相当とする情状の有無等につき、慎重に検討しているところ、個別具体的な事件における捜査・公判の具体的経過等に関する事項は、死刑の執行に至るまでの過程において検討の対象となるものであることから、「個々具体的な死刑執行に関する事項」に当たると考えている。